年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、38 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日(平成6年4月1日)を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を38万とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年5月1日まで 年金記録を確認したところ、A社に勤務した平成6年1月31日から 同年5月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落していることが判 明した。同社には3年3月から継続して勤務しており、業務内容に変 化は無く、事業所から厚生年金保険を打ち切ると言われていないので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録(離職日は同年2月20日)、事業主の回答、申立人の業務に関する具体的な記憶及び元従業員の供述により、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所で

なくなった日(平成6年1月31日)の後の同年4月1日付けで、申立人の同社における被保険者資格の喪失日が遡って同年1月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人を除く 21 人の厚生年金保険被保険者資格が平成6年4月1日付けで、同年1月31日に遡って資格喪失の処理がされていることが確認できる。

さらに、A社に係る法人登記簿謄本によると、申立期間において、同社が法人事業所であることが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所(当時)において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所が資格喪失の処理をした同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における5年12月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、事業主の回答及び元従業員の供述により、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「私は、A社に平成3年3月から継続して勤務し、本社(B市)在籍で勤務地はC県D市であり、一貫してE商品の配送業務に従事しており、勤務地及び業務内容に変化は無かった。同社と申立期間直後に記録のあるF社は社長が同じであり、申立期間の給料はA社から支払われ、厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、当時の事業主に確認したところ、「会社は解散していて書類は無いが、6年1月から4月までの期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していた記憶がある。」と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に厚生年金保険の資格喪失日が平成6年1月31日となっている元従業員16人に照会し、回答を得られた10人のうち、申立人を知っているとする7人は、いずれも「申立人は正社員で上司(E商品の営業所長、総務課長)であった。」とし、当該10人のうち5人は、「退職するまで給料から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している上、当該5人のうち一人は、

同社の取締役であり、他の地方委員会のあっせん事例において、「給与は A社から支払われていた。同社とF社の事業主は同じであり、両者は関連 会社である。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年12月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、当該期間において、適用事業所の記録は無いが、前記のとおり、適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は適用事業所に該当しながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の平成6年4月の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

青森国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年6月まで

年金事務所で、自分の年金及び両親の年金記録を調べた際、申立期間の国民年金は未納期間になっていた。その期間はA市役所で、両親の分と一緒に免除の手続を行ったことを覚えている。自分と両親の年金記録が一致していないことに納得がいかない。調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続については、私が、A市役所に出向き、父と母と私自身の3人分の手続を行った覚えがある。」と主張しているところ、申立当時は、世帯主であった申立人の父の農業経営(約2町歩の田畑を耕作)により生計を維持していたものと考えられるものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市の国民年金被保険者名簿(電子データ)の記録を見ると、申立人の申立期間は未納、父は一部納付及び一部未納、母は一部未納及び一部免除期間となっており、申立期間及びその前後の期間における3人のいずれの記録においても、同一期間に免除申請手続を行った形跡は見当たらず、その主張とは符合しない。

また、国民年金保険料の免除申請手続は毎年行わなければならないと ころ、申立期間は5年度と複数年にわたっており、行政側がこの手続を 一度も記録しないとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払 出簿及び申立人の前後の被保険者の加入記録により、昭和45年4月1日 以降に払い出され、20歳に到達した44年*月*日に遡及して国民年金被 保険者資格を取得していることが確認できるところ、免除申請は、「申請 のあった日の属する月前の直近の基準月から免除されるものであって、これを遡って承認することはできない。」とされていることから、国民年金手帳記号番号が払い出された 45 年 4 月 1 日以降の払出時点では、一部期間については申請免除手続を行うことはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料の免除申請手続をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料納付の免除申請手続をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年3月まで

申立人である私(息子)の母は、現在、病気のため、話をしたり手紙を書いたりすることができない。母の国民年金保険料の納付及び免除申請手続は、私が母と一緒に暮らし始めた昭和41年1月頃から、私が行ってきた。申立期間について、母の保険料が未納と記録されているが、私がA市役所に出向き、母と父と私自身の3人分の保険料の免除申請手続を行った覚えがあるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の息子は、「私が母と一緒に暮らし始めた昭和41年1月頃から、 私が、母の国民年金に係る保険料の納付及び免除手続を行ってきた。申 立期間の国民年金保険料の免除申請手続は、私が、申立人である母と父 と私自身の3人分の手続を行ったはずである。」と主張しているところ、 オンライン記録、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市の国民年 金被保険者名簿(電子データ)の記録を見ると、申立人の申立期間の国 民年金保険料は未納とされている上、申立人の息子は未納、申立人の夫 は保険料を納付済みであり、いずれの記録においても、申立期間に係る 免除申請手続を行った形跡は見当たらず、その主張とは符合しない。

また、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行われなければならないところ、申立期間は4年度と複数年にわたっており、行政側がこの手続を一度も記録しないとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の息子が申立期間の国民年金保険料の免除 申請手続をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期 間の保険料納付の免除申請手続をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

申立人である私(息子)の父は既に死亡しているが、父の申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている。しかし、父の申立期間に係る保険料の免除申請手続については、私が、A市役所に出向き、父と母と私自身の3人分の手続を行った覚えがあるので、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の息子は、「亡き父の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続については、私が、A市役所に出向き、父と母と私自身の3人分の手続を行った覚えがある」と主張しているところ、当時の申立人、その妻及び申立人の息子は、世帯主であった申立人の農業経営(約2町の田畑を耕作)により生計を維持していたものと考えられるものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市の国民年金被保険者名簿(電子データ)の記録を見ると、申立人の申立期間は未納、その妻は免除期間、息子は未納及び厚生年金保険の加入期間となっており、申立期間及びその前後の期間における3人のいずれの記録においても、同一期間に免除申請手続を行った形跡は見当たらず、その主張とは符合しない。

また、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行われなければならないところ、申立期間は3年度と複数年にわたっており、行政側がこの手続を一度も記録しないとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の息子が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料の免除申請手続をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月1日から平成3年9月1日まで

② 平成4年10月31日から5年1月1日まで

申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、私は昭和62年4月1日から平成5年1月1日まで継続してA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。また、入社2、3年後に結婚したが、結婚式には社長夫妻も出席していることから、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の「申立人は平成元年以降に勤務した。」との供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所は平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、履歴事項全部証明書により14年12月3日に解散していることが確認できる上、元事業主は、「会社整理のため関係資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた7人のうち、一人は、「申立人の勤務期間は覚えていない。」とし、一人は、「申立人は、平成元年4月頃から4年頃まで勤務していた。」と供述しているものの、厚生年金保険料の控除を裏付ける関連資料を得ることができなかった上、他の一人からは回答が得られず、一人は所在不明、3人は姓のみのため、個人を特定

することができないことから、申立人の申立てを裏付ける証言を得ること はできなかった。

さらに、当該事業所の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間①前後に勤務していた元従業員 24 人に照会し、回答を得られた 15 人のうち 3 人は、「申立人は平成元年以降に勤務した。」と供述しているものの、厚生年金保険料の控除を裏付ける関連資料を得ることができなかった上、12 人は、「覚えていない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「当時の従業員数は50人程度であった。」と供述しているところ、当該事業所の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和62年から平成4年までの期間における各4月時点の厚生年金保険被保険者数を確認したが、昭和62年が9人、63年が8人、平成元年が17人、2年が21人、3年が18人、4年が21人及び厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点では23人であった上、当該事業所の元社会保険事務担当者は、「当該事業所に勤務する全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、 当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前記のとおり、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、既に解散していることが確認できる上、元事業主は、「会社整理のため関係資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の加入記録があり、当時、財務事務を担当していた従業員の一人は、「会社の収益の減少、負債超過から、会社負担の減少を図るため、厚生年金保険の適用事業所でなくなるとの説明を受けた。私自身も、社会保険から国民健康保険、国民年金に変更した覚えがある。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日と同日で厚生年金保険被保険者資格を喪失している23人のうち、申立人及び当該従業員を含む14人が同日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年10月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、元同僚が所持していた当該事業所の給与明細書の写し及び平成 4年分給与所得の源泉徴収票の写しから、同年10月分から厚生年金保険料 が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年3月まで

② 平成元年6月から同年12月まで

③ 平成2年2月から同年3月まで

申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会したところ、 未加入との回答だった。しかし、私は、申立期間①及び②についてはA 社に、申立期間③についてはB社(現在は、C社)D工場に季節労働者 として勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていた。同じ雇用形 態で勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、 私の加入記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態は確認できない。当時はE県から期間従業員として何名か勤務していたようであるが、厚生年金保険には未加入だったのではないかと思われる。」と回答しており、F健康保険組合では、「申立人の名前、生年月日を基に当組合の被保険者記録を調査したが、申立人の加入記録は確認できなかった。」と回答しているほか、G厚生年金基金でも、「申立人の名前、生年月日に基づき確認したが、当基金での加入記録は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた6人のうち、一人は、「申立人はA社に複数回勤務していた。当時は景気も良かったので、季節従業員も

社会保険に加入していた話を聞いたことはある。」と供述しているものの、厚生年金保険料の控除を裏付ける関連資料を得ることができなかった上、一人からは回答が得られず、一人は死亡しており、他の3人は姓のみのため、個人を特定することができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間前後に被保険者記録のある元従業員 49 人に照会し、回答を得られた 23 人のうち、21 人は、「申立人を知らない。」とし、二人は、「申立人は知っているが、厚生年金保険への加入及び保険料の控除については分からない。」と供述しているほか、元従業員から当時の社会保険事務担当者として名前の挙がった者は、「正社員、準社員及びパートは厚生年金保険に加入していた。季節工は厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について、申立てを裏付ける関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②について 国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、B社D工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立人の雇用者データ(平成2年2月2日採用、同年3月9日退職)はあるが、年金記録台帳に記載は無い。」と回答している上、H健康保険組合は「当時の関係資料は既に処分している。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた二人は姓のみのため、個人を 特定することができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除につい て、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間前後に被保険者記録のある元従業員36人に照会し、回答を得られた9人は、「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について、申立てを裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間③について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から同年12月1日まで 申立期間において、A市のB社に季節労働者として雇われ、C工事に 従事したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の経理担当者は、「当時の資料を確認したが、申立人の就労を確認できなかった。私は昭和 61 年に入社し、私が事務を担当してからは、法制度に従い該当する全ての社員を厚生年金保険に加入させているが、それ以前の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「家が隣で一緒に勤務した元同僚の厚生年金保険の加入 記録があるのに、自分の加入記録が無いのはおかしい。」と主張していると ころ、当該元同僚も申立人と同様に、申立期間に係る雇用保険の加入記録 は確認できるが、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、姓のみの記憶のため個人を特定することができない上、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、両人と同姓の者は見当たらず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできない。

加えて、申立期間当時に当該事業所に勤務し、所在の確認できた元従業員3人に照会したところ、申立人と同様に季節労働者であった一人は、「申立人に記憶は無く、厚生年金保険の取扱いについても分からないが、当該

事業所では、採用時に厚生年金保険への加入希望を個別に確認していた。」 と回答していることを踏まえると、当該事業所では、必ずしも全ての季節 労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったこ とがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月15日から52年6月頃まで

私は、申立期間当時、A所を通して、B社(現在は、C社)に勤務していた。

また、会社の給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している勤務証明により、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「当社では、平成12年以降の従業員の人事記録を保管していることから、申立人の名前を確認できなかった。また、A所を通して、当社で勤務している者の社会保険の加入は、平成元年9月1日からとなっており、申立人の申立期間は厚生年金保険に加入していない。同年9月1日前の身分は日雇扱いで、保険は国民健康保険となっていた。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元上司は既に死亡している上、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間前後に勤務していた元従業員10人に照会し、回答を得られた3人は、「申立人を知らない。」としており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間及びその前後の期間に係る上記被保険者名簿を確認し

たが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。